

令和5年1月19日

地方裁判所事務局長 殿

東京、大阪、名古屋、広島

福岡、仙台、札幌、高松

最高裁判所事務総局民事局総括参事官 橋爪 信

最高裁判所事務総局情報政策課参事官 内田 曜

### 裁判官用ディスプレイの整備について（事務連絡）

民事訴訟手続を始めとして、裁判手続のデジタル化に向けた動きが本格化していますが、今般、デジタル化に対応した裁判官の執務環境整備の一環として、民事訴訟事件を担当する裁判官が執務室内で使用するためのディスプレイ（以下「裁判官用ディスプレイ」という。）を、下記の整備方針等に基づき整備することとしました。

については、別紙の納入関係作業等の実施につき、よろしくお取り計らいください。

なお、納入物の検査に係る通知は、追って経理局より発出される予定です。

#### 記

##### 1 整備方針

民事裁判書類電子提出システムの運用が開始される2記載の地方裁判所8  
府の民事訴訟事件を担当する裁判官（判事及び判事補）に対して、概ね1人1  
台ずつ、裁判官用ディスプレイを整備する。

なお、各府に整備するディスプレイの合計台数は2記載のとおりである。

##### 2 整備先及び整備台数

東京地方裁判所 219台

大阪地方裁判所 96台

名古屋地方裁判所 41台

広島地方裁判所	12台
福岡地方裁判所	25台
仙台地方裁判所	11台
札幌地方裁判所	20台
高松地方裁判所	6台

(別紙)

## 納入関係作業等

### 1 納入業者（契約上の受注者）

リコージャパン株式会社

### 2 納入期限

令和5年3月28日（火）

### 3 納入日程の調整

令和5年2月上旬頃に納入業者より各庁の窓口担当者宛てに納入日程等の調整についてメール又は電話にて連絡をするため、令和5年1月27日（金）までに、別添の様式に必要事項を記載して5記載の連絡先にメールで送付し、各庁の窓口担当者を届け出る。

なお、同メールの表題は、「

」とする。

### 4 留意事項

#### （1）ディスプレイの設置について

納入にあたり、納入業者が開梱、組立て及び設置作業を行うので、設置場所への案内及び必要に応じて同作業への立会いを行う（開梱、組立て及び設置作業には、1台につき20分程度を要する見込みである。）。

なお、開梱及び組立作業を行う部屋を別途確保し、同室で作業を行った上で設置場所に移動して設置させることも差し支えない。

また、納入業者が行うディスプレイの設置作業にパソコンや電源等への接続作業は含まれないので、机上等に設置されたディスプレイのパソコン及び電源との接続は職員において行う必要がある。

#### （2）保証書及び納品書について

作業完了後、納入業者から納入する機器ごとの保証書及び納品書が提出される

ので、相違ないか確認すること。

なお、保証書及び納品書は各庁で保管すること。

(3) 受注者における入庁手続等について

受注者が庁舎に入庁するために必要な手続及び作業の際の執務室等の開錠、施錠等を行う。

(4) 情報の提供許可

本作業の実施に当たり、各庁の担当者が受注者に対し、機密性2情報及び非公表情報を提供する場合には、平成19年3月22日付け最高裁判所事務総局情報政策課長通達「情報セキュリティに関する対策基準について」（平成30年11月30日改正）及び平成30年11月30日付け最高裁判所事務総局情報政策課長通知「情報セキュリティに関する対策基準の運用について」に基づき、必要な許可等を得て、必要な措置を施した上で提供すること。

5. 連絡先

最高裁判所事務総局情報政策課情報セキュリティ室デジタル基盤第二係

電話番号（直通） [REDACTED] (内線) [REDACTED]

メーリングリスト [REDACTED]

本件に関して不明な点等がある場合には、本連絡先宛て電話又はメールで照会する。

(別添)

窓口担当者情報入力フォーム(※1)

庁名

裁判所名	
裁判所所在地(住所)	
窓口担当者氏名(※2)	
所属部署	
連絡先電話番号(直通又は代表+内線)	
メールアドレス(J・NETアドレス)	

※1 本情報はすべて契約業者に伝えますので、電話番号等は契約業者にお知らせしても  
差支えのないものをお願いします。

※2 窓口担当者を複数名記載する場合には、本書式の行を増やす、並列して記載する等、  
適宜の方法で追記してください。